

佐賀県告示第百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年十月十二日から平成二十二年十一月十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十二日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区 間	の変更前後の別	幅員（メートル） 延長（メートル）
県道 岸川筋原線	多久市北多久町大字多久原五 八七六番九地先から 多久市北多久町大字多久原四 四六四番地先まで	後	三・一・六 四・三
	多久市北多久町大字多久原五 八七六番九地先から 多久市北多久町大字多久原四 四六四番地先まで	前	一〇・二 四・五
			七〇九・七
			六九九・五